

塩尻市障がい者福祉プラン（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

塩尻市障がい者福祉プラン（案）について、パブリックコメント（意見募集）を実施したところ、貴重なご意見等をお寄せいただきありがとうございました。お寄せいただきましたご意見等につきまして、塩尻市の考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

1 パブリックコメント概要

- (1) 意見募集期間 令和6年1月22日から令和6年2月20日まで
- (2) 担当部署 健康福祉事業部福祉課障がい福祉係
- (3) 資料の公表場所 福祉課、各支所、市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 書面、郵便、FAX、電子メール

2 意見の提出者数 1人

3 意見総数 89件

No.	該当箇所 (ページ)	ご意見の概要	市の考え方
1		<p>前回までと比較すると、広く意見を求めながら策定するという姿勢が弱かったと考える。地域福祉推進協議会にもかけてはいるが、短時間の会議に複数の検討事項の中の一つとして入り、また説明に時間を要するために質疑・意見交換の時間が非常に少ないなか、意見はほとんど出なかったと聞いている。今回は特に他の計画も策定年となっており、本計画の他、いずれもかなりボリュームのある「地域福祉推進計画」と「いきいき長寿計画」も同時に会議にかけられている。また、組織から出ている委員についても組織での情報共有はあまり行われていなかった。</p>	<p>貴重なご指摘として、今後の施策づくりに反映します。</p>
2		<p>前回出された素案もそうだったが、今回出された</p>	<p>厳に反省し、今後の施策づくりに生かします。</p>

		案も、非常に出来がお粗末である。案への政策・施策的意見を考える前に、書かれている数字や基本的事項が誤っている場合が多く、添削・校正レベルの作業が非常に多くなった、さらに、引用が正しくされていないものがあり、そのために、先ずその書かれていることが正しいかを原典にあたり確認するため膨大な作業が必要であった。そのため、公表から30日と限定された時間の中で、政策的、施策面での意見を考えるための時間が大きく不足する結果となった。本案は、パブリックコメント募集に出せるレベルのものではとてもありえない。きちんとした案を作成し、もう一度正式にパブリックコメント募集を行う必要がある。	
3	p 1	下から5行目「4月からは2.3%に引き上げ」は「3月からは一定規模の民間企業の場合（以下、同じ）2.3%に」引上げ時期の誤り。2.3%適用は一定規模の民間企業のみ。	文章を修正しました。
4	p 1 1	アンケート調査の概要に」において、障がい種別のそれぞれの送付数を前回と変えた理由は何か。またこの割合はそれぞれの障がい者の数の比率とはなっていないが、この数字とした根拠は何か。	障がい種別に関係なく、3障がい（身体・知的・精神）をまとめて無作為抽出した結果のため、前回と異なっています。
5	p 1 1	数値目標の表への注釈*1で、「市内の学校数は17校」としているが、「市内の小中高校等は」の方が理解しやすい。	文章を修正しました。
6	p 1 3	図表13において、在宅サービスの充実を上げた人が少ない結果が示されているが、サービス利用者が障がい者全体の14.6%のみであることに留意する注意喚起が必要。そうでないと、在宅サービスの充	ご指摘のとおり優先度と勘違いされることも想定されるため、次回アンケートの構成も含め、今後のプラン策定において留意します。

		<p>実は需要が大きくなり優先度が低いと勘違いされる（p 16の図表19では、地域でくらすために必要な支援として、実に43.3%の人がサービスの充実を上げている）。だれにでも関係のある年金や手当に言及する人は多く、一部の人しか対象にならないことに言及する人は当然に少ない。本来この手のアンケート項目は、サービスを利用しているか否かを聞いて、利用している人は次の問いにお答えください、といった形になるものとする。これ以下の保健医療サービスやリハビリテーションの充実や情報保障の充実も同様。</p>	
7	p 14	<p>障害福祉サービス支給決定者数の数値目標のR1年とR44年の実績値がp 10の図表8の数字と異なっている。</p>	正しい数字へ修正しました。
8	p 15	<p>●課題の2点目「保護者の子育てのセルフケア能力」は一般的にはわかりづらいのでは。表現を変えるか、注釈が必要。</p>	文章表現を修正しました。
9	p 15	<p>図表15において介助者の内訳が示されているが、単に「父母・祖父母・兄弟が63.6%で最も多く」と分析されているだけ。例えば「前回調査では51.5%だった父母・祖父母・兄弟が63.6%、2.1%だった子どもが3.4%と急増し、ホームヘルパー・施設職員が25.5%から14.8%に急減している。」といった動態分析が必要で、そこから課題の発見につながる。ただの調査結果の羅列ではあまり意味がない。他にも例えば図表30や図表31においても、前回調査との大きな違いのかる結果が出ている項目があるが、やはり動態分析ができていない。それと</p>	各図表を提示している本文中に前回調査の数値とその増減の状況について追記をしました。

		は異なり、p 18の図表18においてトップとなった「経済的なこと」は、前回調査では選択肢に入っておらず、今回新た導入された選択肢である。新たに大きな課題として抽出できた意味は大きいですが、それについての言及がない。	
10	p 18	施策1の●課題の2点目、「高齢者施設支援」とは何か。「高齢者支援施設」か。	文章を修正しました。
11	p 18	同3点目で、県社協の財源不足や松本市社会福祉協議会のことに言及しているが、これは塩尻市の行政計画としては不適切。不足である現実がありそれに対して行政責任があるのであれば、塩尻市が資金提供するなり、委託事業とするなどが必要。	本市における障がい者施策の方針を示すプランとして、改めて課題を整理し、障がい者本人が地域で暮らすために必要な権利擁護施策として、市が何をするのかを示す内容へと修正しました。
12	p 22	●主な取り組みと成果の1点目に「総合相談支援センター」が出てくるが、出てくる場所によって「障がい者総合相談支援センター『ボイス』」、「障がい者総合相談支援センター」、「ボイス」と記載がバラバラ。理解を妨げるので統一すべき。また、ボイスに「基幹相談支援センター」を併設したため、さらに理解されにくくなっている。ボイスは「箱」で委託機能が「基幹相談支援センター」と「障がい者総合相談支援センター」の二つあることを図式で示し、用語として本案の中で統一して使う必要がある。	用語を統一し、修正しました。
13	p 22	「基幹相談支援センター」に注釈の*がない。「総合相談支援センター」は注釈がないが、「障がい者総合相談支援センター」は注釈がある。表記をきちんと統一しないからこういう混乱が起きる。「・*基幹相談支援センターと*障がい者総合相談支援センター	文章を修正しました。

		は…」などとなるはず。	
14	p 2 4	p 1 1 から始まる「2 前プランの取組みにおける成果と課題…」が前プランの「第4章 施策の展開」で終わってしまっていて、「第5章 障害福祉サービス等の提供体制(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)」の成果と課題が全く欠落している。前プランの評価を行わず次期計画を立てることはあり得ない。	障害福祉計画と障害児福祉計画の成果と課題については、第5章の中で前期の実績現状と課題を示し、評価に基づいた計画を記載しています。
15	p 2 5	(2)の2点目において、強度行動障がい児者へのサービス不足に言及されているが、医療的ケア児者へのサービス不足への言及も必要。これも全プランの第5章への評価が行われていないことからくる課題認識の欠落。	医療的ケア児者についても記載しました。なお、前プランの医療的ケア児者に関わる評価は、第5章に記載しています。
16	p 2 8	推進目標1において「ソフト・ハード両面での*心のバリアフリー化を推進」とあるが、ソフト面は理解できるが、ハード面での心のバリアフリー化とは何を指すか。心の問題なのでハード面は無いのでは。複数の福祉関係者に聞いてみたが、みな首をかしげるだけ。もしあるのであれば、注釈が必要。	心のバリアフリーは、心身の特性や考え方をもつすべての人々の相互理解やコミュニケーションにより支え合うこととされており、街中や施設案内などでサイン看板の工夫やピクト表示などによってコミュニケーションの取り方の配慮をするなどが一例と考えておりますが、わかりやすい表現としてソフト・ハード両面という表現を削除します。
17	p 2 8	その1行下。「インクルーシブ」に注釈の*がついていない。	文章を修正しました。
18	p 2 8	推進目標2に出てくる「ヤングケアラー」はまだ注釈が必要では。	資料編の用語解説に追記しました。
19	p 2 9	推進目標3にある「障がいを持つ方」は「障がいのある方」の方がより適切か。	文章を修正しました。
20	p 3 0	①の2の3「*ユニバーサル」の注釈が、「障がいの有無にかかわらず、すべての人を対象とした…」となっているが、障がいの有無のみではなく、	障がいの有無だけでなく、年齢、性別、国籍などについても追記しました。

		年齢、体格、性別（あるいは性的指向）、国籍、宗教などあらゆる多様性にできるだけ対応できることを意味する。	
21	p 3 0	②の2の1に「在宅生活を支援するサービスの充実」が挙げられているが、「困ったときに頼れる『安心づくり』」というのであれば、在宅が困難になった場合の入所施設や重症心身障がいのある方や医療的ケアが必要な方なども受け入れられる入居施設（GHなど）の整備が欠かせない。全国重症心身障害児（者）を守る会においても、ずっと在宅で介助・介護してきたこどもを、いよいよ自分たちで面倒見ることができなくなったときの居場所・生活の場の必要性が強く訴えられている。いよいよ困ったらあそこがある、という先の安心がないと、とても「安心づくり」とは言えない。	本市の周辺市町村にはグループホームが増えており、入居体験などをしながら、随時入居をされています。希望される施設に現在空きが無いことや、今は入所等を考えられないといった本人やご家族の意向などもあり、在宅生活を支えるための充実も必要と考えています。 推進目標2の施策2の主要事業には新規事業として人材育成促進事業補助金や障がい者施設整備事業補助金の交付などにより、将来にわたって居場所・生活の場となる施設整備を進め、施設で働く人材の育成を図ることで安心づくりを進めます。
22	p 3 1	数値目標の福祉に関する学習を実施した学校数がある。これはR2年実績が16校で前計画においてR5年の目標値が18校だったが、実績値はR2の実績を大幅に下回る結果となった。もしかしたらこの指標に問題があるのかもしれない。この学校数は、あくまでも社協補助金を申請した学校数であって、「福祉に関する学習を実施した学校数」ではない。福祉学習は実施したが補助金は申請していない学校があると、指標としては適正さを欠く。	ご意見のとおり、市の出前講座等を実施し、市社会福祉協議会の補助金を申請していない学校もあるため修正し、目標値についても市内の小中学校、高等学校の全校としました。
23	p 3 2	「*手話言語条例に基づく施策推進方針に沿った事業の実施」と「手話言語に対する理解の促進や普及等に関する施策の実施」はわざわざ別書きするほど内容が異なるのか。	手話言語に対する理解促進や普及に関する施策は、手話言語条例に基づく施策推進方針内にも記載がありますが、1として行政全体の施策推進方針に沿った事業の実施を示すとともに、2としてその方針の中にも記載されている手

			話言語に対する理解促進や普及に関する施策を抜き出して表記をすることで、事業の内容を補足しています。
24	p 3 2	「【新規事業】 支え合いワークショップ等の開始による…」とあるが、支え合いワークショップはp 3 1において令和5年度の実績値が出ていように、新規事業ではない。「拡充」ではないか。	令和5年度にも実施しておりますが、あくまで試行的な事業として位置付けています。本プランに記載した支え合いワークショップ（仮称）は第4次塩尻市地域福祉計画に基づき令和6年度から行う新規事業として位置付けています。
25	p 3 4	「ユニバーサルなまちづくりの推進」と言っているのだから、「公共施設等のバリアフリー化の推進」ではなく「公共施設等のユニバーサル（デザイン）化の推進」ではないか。バリアフリーとユニバーサルの違いをしっかりと認識して取り組まないと、バリアフリー化したが、ユニバーサル化するために再投資が必要になってしまうことも多い。	ユニバーサルデザイン化についても追記し、文章を修正しました。
26	p 3 4	「【新規事業】 学校・職場・外出先などで…」の担当課が福祉課のみになっているが、ぜひ教育委員会を加えるべき。	担当課に教育総務課（令和6年度から学校教育課に変更予定）を追記しました。
27	p 3 6	*重層的支援体制整備事業の注釈で「参加支援」が出てくるが、誰が何に参加することを支援するのかわかりにくい。	資料編の用語解説の文章を修正しました。
28	p 3 6	2 相談支援体制の充実において体制充実のためにはまずボイスの人員不足（いつ行っても不在、電話してもほぼ留守電といってよいほどの状態）を解消することが不可欠であるが、それが明示されず曖昧な体制充実、体制強化だけとなっている。これでは掛け声だけで3年後が思いやられる。	ボイスの人材は、地域の相談支援事業所等からの委託により確保していますが、地域の相談支援事業所としても人員不足が課題となっています。 当該ページでも記載しているとおり地域の相談支援人材の確保と並行し、ボイスの必要な人員確保に努めます。
29	p 3 6	同、「指定特定相談事業所」、「指定障害児相談事業所」「指定一般相談事業所」には注釈が必要。「基	文章の修正とともに、資料編の用語解説も修正しました。

		幹相談支援センター」に*がない。	
30	p 3 7	現状と課題において、「強度行動障がいや医療的ケアに対応した事業所が少なく、…事業所の確保や…が必要です。」となっています。数値目標をもって取り組むべき課題では。指標としても、現状値、目標値、実績値が容易かつ明確に把握できる。	第5章の56ページに数値目標を記載しています。
31	p 3 8	【新規事業】障がい者施設整備補助金の交付による強度行動障がいや医療的ケアへ対応する事業所の確保」としているが、こうした事業所でのマンパワー（有資格者や手厚い人員配置）に対する補助がなければ、運営ができないのでは（必要なのは施設整備への補助だけでなく、報酬への上乗せ補助なのでは）。	同ページの1在宅生活を支援するサービスの充実の表に新規事業として市内事業所の職員が必要な障がい福祉に係る資格取得への補助を行う「人材育成促進事業補助金」について記載しています。 資料編の用語解説に文章を追記します。
32	p 3 9	「*自立支援医療の利用者へのケア、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとした依存症対策、…」は「ケア」の後ろの「、」の使い方がおかしい。文頭に「また」が使われているので、「また」は使えないので、「さらには」等が適切か。	文章を修正しました。
33	p 3 9	「振り込み詐欺」は、今は手口が非常に多様化し振り込みだけでなく「電話でお金詐欺」とされている。	文章を修正しました。
34	p 3 9	数値目標が現状値より低く設定されているのはいかがか。もしマイナスが適切な数値目標だとしたら、需要分析からの説明が必要。	今年度開催している講座の定員の8割を目標として設定したものが45人でしたが、令和4年度の現状値と同数に修正しました。
35	p 4 0	3 防災・防犯体制の充実の最後、「電話でお金詐欺や消費者トラブルから」が良いのでは（詐欺と消費者トラブルは別物なため）。文字数的に入らなければ単に「詐欺や消費者…」でも。	文章を修正しました。

36	p 4 0	<p>同、ここにはぜひ福祉避難所の実践的設置・運営訓練の実施を入れるべき。過去から先の能登半島地震に至るまで、数多くの大規模災害において未だに一度も福祉避難所がうまく機能したという話を聞かない。これだけ問題になりながら、実効ある対策が何ら取られていないのは行政の怠慢と言われてもやむをえないのでは。</p> <p>本計画案においても p 4 計画見直しの考え方でも「災害への備えなど新たに対応すべき時代の変化や…を踏まえながら、必要な見直しを行います。」としています。</p>	<p>重要な視点と考えています。新規事業として、福祉避難所の設置・運営に必要な実践的な防災訓練の検討と実施を追加しました。</p>
37	p 4 1	<p>現状と課題で、「地域以降には、……………など、支援や制度の周知が重要です。」は日本語がおかしいのか、認識が間違っているのか。地域移行が進まないのは支援や制度を知らないからではなく、安心して地域生活を送るのに必要な支援や制度が充実していない、あるいはないから。</p>	<p>制度の周知が重要とし、文章を修正しました。</p>
38	p 4 1	<p>同、「国の『障害福祉サービス等…基本的な指針』（令和5年改正版）において強度行動障がい児や重症心身障害への支援」とあるが、当該指針には「強度行動障害を有する者に関し」とあり、「児」と限定していない。</p>	<p>児者として、文章を修正しました。</p>
39	p 4 3	<p>現状と課題の「一般就労においては、…労働者50人以上規模の一般企業における法定雇用率.2.2%には届かない」はいつの時代の話ですか。p 1で指摘したように、令和3年3月1日から2.32.3%に引き上げられている。また、事業所規模も間違い。50人</p>	<p>文章を修正しました。</p>

		から 45.5 人に拡大されたのは覚えていない。令和 3 年 3 月 1 日からは 43.5 人に拡大されている。なお、「一般企業」ではなく「民間企業」。あまりにも出鱈目。加えて、塩尻市教育委員会が法定雇用率を満たしておらず、率先する立場の責任を果たしていない責任に言及していない。	
40	p 4 3	数値目標の就労によって収入を得ている人の割合のアンケート調査においては、65 歳以上の回答者の扱いをどうするのか。p 11 の調査の概要で見ると、18 歳未満と 18 歳以上の区分のみ。現状値の 41.0% は 18 歳以上の回答者全員 (n=188) に対する割合。18 歳以上の区分において、高齢化の進展により 65 歳以上の方の割合が増加する中で、41.0 を 50.0 に引き上げることは妥当か。現状値が取れなくなるが、今後のことを考えるとこの際、就労により収入を得たいと考えている人の内、就労により収入を得ている人の割合、と変更することが妥当ではないか。	就労継続支援 B 型事業所の利用者のうち 65 歳以上の利用者数が令和 3 年度から令和 5 年度にかけて 3.1% 増えていることなどから、65 歳を迎えることによる就労者の減少の影響は少なく、全体の数値目標としては、市内や近隣市町村の就労支援事業所の新規開設や、就労支援の拡充などを進めることで引き上げています。
41	p 4 3	障がい者の実雇用率の数値目標が令和 8 年度における法定雇用率 2.7% を下回る 2.5% に設定されているのはいかがか。現状値も残念ながら法定雇用率より 0.2% 低い。目標値の法定より 0.2% 低いままというのは改善がなく問題がある。本来、法定雇用率の 2.72.7% を目標とすべきであろうが、現実の厳しさを鑑みて最低でもせめて 0.1% 改善して 2.6% であるべき。	法定雇用率に合わせ、目標数値を 2.7% としました。
42	p 4 4	「* 障害者就業・生活支援センター」に注釈がない。	* の後に「松本圏域」が抜けておりましたので、修正しました。

43	p 4 4	「*障害者就労支援施設…」に注釈がない。障害者優先調達推進法の注釈はある。ちなみに、「障がい者就労支援施設が適切」	資料編の用語解説に「障害者就労支援施設等」を追記しました。なお、障害者優先調達推進法においては「障害者就労支援施設等」との表記を用いているため、本プランにおいても法に合わせました。
44	p 4 4	「*農福連携」は良いが、塩尻市においては林業振興が推進されていることから「*農福連携、林福連携」とした方が良い（注釈も忘れずに）。	重要な視点と考えています。主要事業と資料編の用語解説に追記しました。
45	p 4 5	現状と課題と主要事業に「社会活動」と「一般の社会活動」という言葉が出てくるが、意味を理解して使っているか。「社会活動」とは、「人が行う活動の中でも、社会に参加して社会のために貢献するようなもの」と定義されている（c.f. 社会活動家、企業の社会的活動（企業による社会貢献活動））。	ご意見のとおり社会活動という言葉には広い意味がありますが、当該項目では1文化・スポーツ活動等社会活動への参加の促進と表題をしているため、ここでは文化・スポーツを除いた社会活動の意味で一般の社会活動と表記させていただきます。
46	p 4 5	数値目標において、移動支援の利用者は、前計画においてR1現状値128人・R5目標値138人であった。それがR4現状値114人と大きく下回ってしまい、R8目標値140人としている。妥当性の説明が必要。	障がい者の余暇活動支援である移動支援は、令和4年度の数値はコロナ禍の影響による利用者の外出控えや事業所の休止等が影響していると分析しており、令和5年5月以降、利用が回復すると想定しています。回復の状況を可能な限り最近の利用状況から試算をし、必要な修正をします。
47	p 4 5	同、地域活動支援センター講座参加者も、前計画においてR1現状値54人・R5目標値60人であった。それがR4現状値51人と大きく下回ってしまい、R8目標値を60人としている。妥当性の説明が必要。	上記と同じく令和4年度の数値はコロナ禍の影響によるものと考えておりますが、移動支援と異なり、講座の開催にあたり感染症対策の徹底や講座内容の変更など利用減少にならない工夫がされた結果と評価をしており、前期プランの目標値への回復を設定しています。
48	p 4 7	数値目標において、R1からR5の支給決定者数は1.31倍で利用児童数は1.26倍、今回R4現状値からR8目標値は支給決定1.44倍で児童数1.73倍。利用児童数の数字だけ突出しているが、合理的か。	児童通所は、利用児童の健康状態や通園・通学状況が大きく影響するため、令和4年度の利用児童数が少ないのは、コロナ禍の影響による利用控えや事業所の休止が原因と考えています。令和5年度に入り急激な利用増が進んだことにより、大幅な増加を見込んでいます。可能な限り最近の

			利用状況から試算をし、必要な修正をします。
49	p 4 9	現状と課題において「*特別支援教育」の*が赤字になっていない。	修正しました。
50	p 4 9	主要事業の「インクルーシブ」に*がついていない。	修正しました。
51	p 5 1	<p>現状と課題において、「新規の施設入所への一定のニーズがある」としながら、本誌の目標と考え方においては、施設入所者54人から4人を地域移行した結果として施設入所者50人ということは、入院や死亡による入所者の減少分以外は新規入所者はこの3年間一人も受け入れない計画ということになる。</p> <p>国が示した基本指針で、6%以上地域移行して入所者を5%以上削減、とした1%の差の理由は、新規入所者である。また、大臣告示においても、活動指標として「施設入所支援の利用者数」を上げ、「新たな入所希望者のニーズ・環境の確認」を行うこととしている。</p> <p>重度の障がいのあるこどもを家庭で介助・介護してきた親が高齢化して、非常に強い入所ニーズがある。GHなどで対応できる事業所が地域にないためである。重症心身障がい、医療的ケア、強度行動障がいに対応できる事業所を3年間で複数設置する計画と並行であるなら理解できるが、そうならない以上は地域生活に移行しやすい方の移行をもっと進めて、施設への新規入所者の枠を確保する責任がある。地域移行を声高に言う前に、地域生活の場、日中の居場所を整備する方が先である。今の入所者の健康が悪化し入院したり死亡するのを待つような事態</p>	<p>市内や周辺市町村では重度の障がい者も入居できる共同生活援助事業所（日中サービス支援型グループホーム）の整備が少しずつ進んでいます。令和6年1月末時点で市内に新たな日中サービス支援型グループホームの設置計画が1件あり、医療的ケアが可能な日中支援が行える通所事業所の開設検討も1件あり、それぞれ民間事業者が進めています。</p> <p>国が示す地域移行の指針と数値は大変厳しいものがあると感じていますが、市内の社会資源の充実を含め、目標値を設定しています。</p>

		は最悪である。	
52	p 5 2	現状と課題の部分は、前計画のコピペ。これ以降の現状と課題も、どれもみなほぼ完ぺきにコピペ。コピペが悪いのではなく、現状と課題が3年前と変わっていないということが大きな問題。前計画により3年間で現状は改善されず課題は解決に向かわなかったという証左。残念ながら本案からも「今度こそ3年後には」という強い意志が見えない。また3年後の計画策定の際に、現状と課題をコピペすることになることを危惧する。	現状と課題については、3年前と変わっていないのは文章のみならず、実態として受け止めています。 課題が解決されなかった原因については、コロナ禍といった大きな社会変化によるものだけでなく、周辺市村との協議体制の変化など、加筆できる項目について記載をしています。 ご指摘の「今度こそ3年後には」という強い意志については、第4章に【新規事業】と記載して具体的な事業を示すことで表しています。
53	p 5 3	令和8年度(2023年度)は、コピペの直し間違い。	文章を修正しました。
54	p 5 3	一般就労への移行者数「8」人とは。下の表のどこの数字か。17人。	数字を修正しました。
55	p 5 3	一般就労への移行者数は1.41倍にもなるのに、定着支援を受ける人は一人しか増えず、利用率はマイナス。合理的か。	実績から推計しており、一般就労への移行者のうち21～25%程度の方の利用を見込んでいます。
56		p 5 4 国の基本指針の「1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を減少させる」は大臣告示を単純コピペして、告示の意味を拾っていないために意味不明の文章になっている。	文章を修正しました。
57	p 5 5	現状と課題で「今後も松本圏域での事業継続を行う」としているが、下の本誌の目標と考え方にあるように、塩尻市は松本市などとは離れて、塩尻市・山形村・朝日村で地域自立支援協議会を設置して、より地域に根差した活動を行っている。イラストにある基幹相談支援センターのエリアも塩尻・山形・朝日であり、ここに書かれている「自立支援協議会地域生活支	このページに記載している地域生活支援拠点等事業は、令和4年度以前から継続して松本圏域の8市村の行政と事業所が連携し、面的整備(共同事業)を実施しています。 なお、次のページに記載している相談支援体制を運営している自立支援協議会については、令和3年度までは松本圏域の8市村の構成で、令和4年度から塩尻市、山形村、朝日村の3市村の構成が変更となっているので、その説明を

		援拠点等事業検討プロジェクト」は松本圏域ではなく、塩尻・山形・朝日圏域となるはず。次項の表中でもそうになっている。	記載しています。
58	p 5 5	「自立支援協議会」に*がない。	*を追記しました。
59	p 5 6	現状と課題の表中で、頭の「・」と文中の且つを意味する「・」が同じマークになってしまっている。記号の変更を。	文章を修正しました。
60	p 5 6	同、「障がい者基幹相談支援センター」とあるが、法には「基幹相談支援センター」となっていて、本案中でも、「障がい者」がついているのはこの項の3か所と次項の1か所だけではないか。	統一した表現に修正しました。
61	p 5 6	「障がい者総合相談支援センター」と「基幹相談支援センター」に*がない。	*を追記しました。
62	p 5 7	目標に向けた取り組みで、「センターの人員を確保します」とあるが、私たちは現状で人員が不足しているという認識だが、行政も同じ認識か。補充するのか。	現在確保できる人員体制の中で、業務の精査が必要と考えています。
63	p 5 7	「障がい者総合相談支援センター」と「基幹相談支援センター」に*がない。	*を追記しました。
64	p 5 7	下部表中と目標に向けた取り組みに「審査結果」が突然出てくる。支給決定への不服請求の審査結果だと思われるが、説明が必要では。	文章を修正しました。
65	p 5 8	「第3期塩尻市障害児福祉計画」は「第3期塩尻市障がい児福祉計画」とすることに制約は無いはずでは。	法令上の用語として「塩尻市障害児福祉計画」としています。
66	p 5 8	本市の目標と考え方で、「令和6年度（2024年度）から、…を配置し」としているが、前計画において、令和5年度までに配置することとなっていた。こ	前計画では「松本圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する」と目標を設定し、令和5年度に松本市で配置をしています。

		の遅れについて、上の現状と課題で触れていない。全計画の第5章部分の進捗管理と評価を行っていないからこういうことが起こる。	本計画では、塩尻市単独としての配置を目指し、令和6年度の配置を目指すものです。
67	p 5 8	ここは障がい児福祉計画なのでこうなるが、全体として「児」が「者」になった時のサービス提供体制が見えない。	本案の63ページに切れ目のない支援体制について記載しています。
68	p 5 9	本市の目標と考え方において「目標値」とある「見込量」では。	修正をしました。
69	p 5 9	第6期計画においては、実績値が見込量を大幅に上回った。第6期を分析して設定したとあるが、今期の見込みの根拠は明確か。	区分ごとに第6期の年単位の変動率を基に、今後3年間の見込量を算出しています。また、コロナ禍の影響と見込む区分についても考慮して見込値を算出しています。
70	p 5 9	同、「重度障害者等包括支援」は「重度障害者等包括支援」の誤り。	修正をしました。
71	p 5 9	同、重度障害者等包括支援の利用者が実績、見込みともに6年間0のままである。利用できれば地域で暮らすことが可能な方もおられる。需要がないというより、提供できる事業所がないという現状と課題があり、その対応策が必要なのではないか。	本市としては、市内外で事業所の充実が少しずつ進むよう周辺市町村とともに取り組む姿勢です。令和8年度の数値を1と修正しました。
72	p 6 0	本市の目標と考え方において「目標値」とある「見込量」では。	修正しました。
73	p 6 0	見込量の表で、就労関係の数字が伸びているが、見合った事業所の開所計画の裏付けはあるか。	令和6年1月時点で市内に就労継続支援B型事業所が1か所新たに開所し、ほかにも開所計画があります。
74	p 6 0	短期入所の第6期の実績は見込量の半分にとどまった。新型コロナの影響もあると思うが、原因分析はできているか。その対応はどうか。	令和5年5月以降、わずかながら利用が増えていることからご意見のとおりコロナ禍の影響によると考えています。
75	p 6 1	共同生活援助の見込量が増加しており、確保策においても「整備を促進します」としているが、定員5名から9名の施設が毎年1か所ずつ開所する具体的	共同生活援助事業所の開設予定については、令和5年度だけでも2箇所の相談を市福祉課で受け付けており、うち1箇所は令和6年3月に日中サービス支援型グループホー

		計画があるのか。しかも1か所は重度障がい者の利用を想定している。	ムとして開所予定で、重度障がい者の受け入れも可能となる想定です。 本市だけでなく周辺市町村での開所等も見込みつつ想定をしています。
76	p 6 2	現状と課題に「計画相談支援事業所」という名称が出てくるが、そういう名称は存在しない。	相談支援事業所に修正しました。
77	p 6 2	同、「指定一般の事業所が少ない」とあるが、「指定一般相談支援事業所」として注釈が必要。見込量の確保に出てくる「指定特定相談支援事業所」、「指定障害児相談支援事業所」と合わせて下部の空白を使ってコラムにするのも有りか。「指定特定相談支援事業所」は注釈があるが、他は注釈がない。ちなみに、「指定特定…」はサ行になく、タ行のトの部分に入っている。	文章を修正するとともに、資料編の用語解説に追記しました。
78	p 6 3	本市の目標と考え方に、大臣告示の成果目標において「各市町村又は各圏域に1か所以上」整備とある「児童発達支援センター」について言及すべき。	児童発達支援センターについては、前計画まで松本圏域8市村内での整備として、8市村で連携し協議を行ってきました。本計画では本市の今後の設置に向けた考え方を、本案の58ページの中に追記をします。
79	p 6 4	現状と課題において、「市内には、公立保育園15園、…小規模保育事業所が…があります。」とあるが、非常にわかりにくい。「公立保育園15園、いずれも私立の保育園1園、幼稚園4園(内2園は認定こども園)、地域型保育施設(小規模保育事業所)5か所があります。」ではないか。そうしないと下の表の区分(「認定こども園の幼稚園部分」、とか「地域型保育施設」)が読み解けない。	文章を修正しました。
80	p 6 4	同、「また、私立幼稚園、保育園及び認定こども園に対しても」は「また、私立の保育園、幼稚園に対し	文章を修正しました。

		ても」で、上の記述の順番と言葉を統一すべき。	
81	p 6 4	本市の目標と考え方において「見込量は、…各施設に入所する見込みの人数を記載」とあるが、見込、見込みと繰り返しになっている。ここは「実績値及び見込量は、…各施設の入所人数を記載」が適切では。	文章を修正しました。
82	p 6 4	表の下部の説明で、「年度当初の入所申込者数」としているが、実数とはどの程度の差があるのか不明。	各年度4月1日時点の実数として、文章を修正しました。
83	p 6 5	現状と課題の「基幹相談支援センター」に*がない。	修正しました。
84	p 6 5	表中「障がい者総合相談支援センター」、「基幹相談支援センター」に*がない。	修正しました。
85	p 6 5	同、「地域自立支援協議会」（確保策にも）に*がついているが、注釈はない。「自立支援協議会」は注釈がある。	修正しました。
86	p 6 5	本案中ではずっと「地域自立支援協議会」を「自立支援協議会」と表記してきている。ここだけ都道府県自立支援協議会に対して地域に置かれる自立支援協議会に「地域」をつけるのは不整合では。	統一した表記に修正しました。
87	p 6 7	本市の目標と考え方において「機会が増えることを見込み、利用増を見込みます。」と被っている。「機会が増えることを予測し、利用増を見込みます。」	修正しました。
88	p 6 7	確保策において、「設置（契約）を促進」とあるが、契約とは委託契約のことか。	契約は、市との委託契約という意味です。設置という言葉も正しくは「登録」なので、併せて文章を修正しました。
89	p 6 9	実績と見込量の表に要約筆記がないのはなぜか。市のWebサイトには4種類が掲載されている。	本ページは市町村が行う国庫補助事業「地域生活支援事業」の見込量等を計画していますが、要約筆記は市町村が行う事業として指定されていないため、ここでは記載をしていません。 なお、本市では「奉仕員養成講座委託事業」として手話、

			点訳、朗読の奉仕員養成講座に加え、要約筆記者入門講座を一つの事業として社会福祉法人へ委託しているため、受講生の募集などの広報には、要約筆記も一緒に掲載しています。
--	--	--	---